

諮問番号 令和3年度（処分）諮問第1号（令和3年5月31日諮問）
答申番号 令和3年度（処分）答申第1号（令和3年9月22日答申）
事件名 令和元年12月16日付け生活保護法徴収金決定に係る処分に関する審査請求
事件

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人に対する令和元年12月16日付け生活保護法徴収金決定に係る処分（以下「本件処分」という。）に違法又は不当な点は認められないため、審査請求人が令和3年5月31日に行った本件処分に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）には理由がないと認められる。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁（吹田市長）の意見は妥当である。

第2 審理関係人の主張の趣旨

1 審査請求人の主張の趣旨

「本件処分を取り消す。」との裁決を求める。

2 処分庁の主張の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

第3 審理員意見書の要旨

1 事案の概要

(1) 審査請求に至る経緯

審査請求人及び処分庁がそれぞれ発出した文書によると、本件審査請求に至る経緯は、おおむね次のとおりである。

ア 審査請求人については、平成11年9月30日から生活保護が開始されているが、以後現在に至るまで、生活保護が停止又は廃止されたことはない。審査請求人の三女（以下「三女」という。）は、平成29年4月、大学へ進学した当時、審査請求人と同居していたが、処分庁は、三女の大学への進学を理由に同人を世帯分離し、同人の生活保護を廃止した。

イ 三女は、平成29年末頃から体調を崩すようになり、平成30年6月頃から更に体調が悪化したため、同年8月29日から病院の受診を開始した。同年10月15日に同病院の医師から、国の医療費助成の対象となる難病であるとの診断を受けたため、三女は、吹田保健所に申請し、同年12月20日に特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けた。

ウ 平成29年4月から生活保護が廃止されていたため、三女は、医療扶助を受けることができず、通院等に係る医療費については、国民健康保険の被保険者として保険給付を受け、医療費の3割相当の本人負担分を医療機関に支払っていた。審査請求人は、平成30年当時、三女が体調を崩してから、検査費用及び治療費の本人負担分、包帯等の衛生用品の購入費並びに松葉づえの費用の本人負担分の支払の負担が重くなり、審査請求人の収入では賄えなくなってきたと主張している。

エ 平成30年8月から同年12月までの間に支払われた三女に係る外来通院、入院及び調剤に係る医療費の本人負担分は、次のとおりである。

- (ア) 平成30年8月分 〇〇円
- (イ) 平成30年9月分 〇〇円
- (ロ) 平成30年10月分 〇〇円
- (ハ) 平成30年11月分 〇〇円
- (ニ) 平成30年12月分 〇〇円

オ 平成30年10月、審査請求人は、吹田市役所生活福祉室事務室を訪れ、処分庁職員に対し、三女の病気の治療のための医療費の負担が重く、生活が困窮している実情について訴えた（審査請求人は救護を求めたと主張している。）。

カ 令和元年6月、処分庁（吹田市福祉事務所長）が行った課税調査の結果、平成30年1月から令和元年5月までの期間に審査請求人が申告していた額を上回る額の収入があったことが判明した。

キ 令和元年11月28日、処分庁においてケース会議が開催され、課税調査で判明した未申告収入額について、交通費等を控除した〇〇円を返還対象額とし、生活保護法（以下「法」という。）第78条を適用して徴収することを決定した。

ク 処分庁は、令和元年12月16日付けで法第78条の規定に基づき〇〇円を徴収する旨を審査請求人に通知した。

(2) 審査請求書の提出

本件処分に対し、審査請求人は、令和2年3月13日付けで審査請求書を審査庁である吹田市長に提出し、本件処分を取り消すとの裁決を求めているものである。

2 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

ア 審査請求人は、三女の医療費負担による生活困窮のため、やむを得ず就労していたのであり、また、自身の体調のこともあり、収入申告書をきちんと提出できる状況ではなかった。悪意で収入申告書を提出しなかったわけではない。

イ 平成30年10月に生活困窮の実情を訴え、救護を申し立てたが、処分庁に拒否された。処分庁は、審査請求人の実情を把握していたのであるから、申立てを拒否せずに、三女を早急に治療につなげるなどし、体調の悪い審査請求人を働かざるを得ない状況に追い込むべきではなかった。本件処分に至る状況（審査請求人が就労し、収入を申告しなかったこと）を作った責任は、処分庁にある。

ウ 処分庁が提出したケース記録票には、誤字や作成した処分庁職員の割印が洩れている部分等があり、虚偽の記載も多い（令和元年7月以降、家庭訪問等の回数が異様に増えているが、これらの事実はない等）。また、処分庁職員は、世帯分離、収入に対する控除額等の説明を十分にしておらず、法第78条に基づく返還の決定をしたときも、審査請求人に聞き取りを行っていない。

エ 平成11年11月、審査請求人が契約していた生命保険を強制的に解約させられ、その解約金について、法第63条に基づく返還処分を受けたが、この処分は、理由や不服申立ての説明がなく、返還対象額に必要な控除もされておらず、決定通知書の交付もない違法な処分であった。

オ したがって、本件処分は取り消されるべきである。

(2) 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

ア 処分庁は、収入があった場合に申告をしなければならないことについて、これまで全被保護世帯に対し、周知に努めてきたところであり、平成30年度においても合計6回の通知を行っている。また、審査請求人には、一部ではあるが収入申告書を提出していた事実もあることから、勤労により収入を得た場合に処分庁に対し申告をする必要があることについて、審査請求人は、認識していたはずである。

イ 平成30年10月、審査請求人から、三女の病気の治療のために多額の医療費がかかり、生活に困窮している旨の内容の相談を受けた時に、当該病院の無料低額診療制度等の具体的な案内ができなかったことは事実であるが、担当ケースワーカーが病院の相談窓口で相談するよう助言している。

ウ 大学等への進学により世帯分離され、生活保護が廃止となった者が、一定期間通学が困難となるような病気にかかった場合には、出身世帯員とともに世帯単位で保護の可否等を判断し、保護すべきであるが、平成30年10月に審査請求人に確認したところによると、三女は、通院しながら通学しているとのことであったため、保護を再開することのできる状況にはないと判断したものであり、救護の申立ての拒否でなく、生活困窮についての相談と認識し、当該病院への相談を案内したものである。

エ 未申告収入は、世帯分離中である三女の病気の治療のために消費されたものであり、審査請求人に生活保護費を不当に受給しようとする意志はなかったとも判断できるが、法第78条によることが妥当な場合として「課税調査等

により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産報告書が虚偽であることが判明したとき」(生活保護手帳別冊問答集の問13-1)とされていることから、審査請求人の未申告収入に係る保護費返還については、法第78条の規定による徴収とすることを決定したものである。

オ 以上のとおり、本件処分については違法な点はなく、妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

3 理由

(1) 審査請求人の経済的な事情等について

ア 三女は、平成29年末頃から体調を崩すようになり、医療費のほか包帯等の衛生用品の購入費及び松葉づえの費用の本人負担分の支出もあり、これらの支出を世帯の収入のみで賄い切ることは難しい状況であったと審査請求人は主張している。また、三女の病状が悪化し、病院での受診を開始した平成30年8月以後、指定難病であるとの診断がされ、特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受ける同年12月までの間は、医療費の支出も増えており(上記1の(1)のエに記載のとおり)、審査請求人は、家計を支えるため、やむにやまれず働いていた面があったといえる。

イ なお、審査請求人が提出した資料から認定することのできる平成29年12月分以後の月(上記1の(1)のエに記載の月を除く。)の三女の医療費の本人負担分の金額は、次のとおりである。

- (ア) 平成29年12月分 ○〇円
- (イ) 平成30年4月分 ○〇円
- (ロ) 平成30年6月分 ○〇円
- (ハ) 平成30年7月分 ○〇円
- (ニ) 平成31年1月分 ○〇円
- (ホ) 平成31年2月分 ○〇円
- (ヘ) 平成31年3月分 ○〇円
- (ト) 平成31年4月分 ○〇円

(2) 平成30年10月の審査請求人と処分庁職員の面談について

ア 上記(1)のアのとおり、平成30年8月から10月にかけての三女の医療費の負担は増えていた。また、審査請求人の主張によると、三女が指定難病であるとの診断を受けるまでの間は、この医療費の負担がいつまで続くのかとの不安が大きかったとのことであり、同10月に、審査請求人は、生活困窮の現状を訴え、救護(三女の生活保護の再開と思われる。)の申立てを行うため、処分庁の事務室を訪れた。

イ 審査請求人の主張によると、処分庁担当職員は、「大阪府(大阪市のことと思われる。)に行けば生活保護を出してもらえるかもしれませんが、奨学金から出して下さい、病院に言ってください、こちらでは何もできません」と発言し、救護の申立てを拒否したとのことである。

ウ 処分庁の主張によると、世帯分離して保護を廃止した者が、一定期間通学が困難となるような病気にかかった場合には、出身世帯員とともに世帯単位で保護の要否等を判断し、保護を再開し、医療扶助を行うことは可能であるが、その判断の条件は、本件処分当時の生活保護手帳別冊問答集の問1-56において、「一定期間通学が困難となるような病気であること」とされていることから、審査請求人に確認したところ、三女は通院しながら通学しているとのことであったため、保護を再開することのできる状況ではないと判断し、生活困窮についての相談として処分庁職員が対応したとのことである。

エ 世帯分離により生活保護を廃止された者について、特段の事情がある場合に保護を開始することは可能であるが、国が示す基準に基づき、三女については世帯分離の解除や保護の再開の状況にはないとした処分庁の判断は、妥当であったといえる。

オ 平成30年10月の面談の際、処分庁職員の説明が不十分であった可能性又は処分庁職員がその説明の意図を審査請求人に十分に伝えきれなかった可能性はあるが、その対応が著しく不適切であったかどうかを認定することはできない。仮に、不適切であったと認定することができたとしても、それによって収入を申告しなかった審査請求人の責任が免除されることはなく、本件処分に至った責任が救護の申立てを拒否した処分庁にあるとの審査請求人の主張を採用することはできない。

(3) 法第78条の適用について

ア 本件処分に関連する法令の規定及び基準

(ア) 法第78条第1項の規定により、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」とされている。

(イ) 吹田市においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、吹田市福祉事務所長委任規則第2条第15号の規定により、市長の権限に属する法第78条の規定による費用の徴収に関する事務を、福祉事務所長に委任している。

(ウ) 生活保護行政を適正に運営するための手引きについて（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「運営通達」という。）のIVの4において、法第78条の適用の判断に関する事項等が定められている。

(エ) 法第61条の規定により、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

イ 運営通達のⅣの内容の要旨

- (ア) 収入未申告等の場合や保護の開始後に資産・収入等があったことが後日に判明した場合には、当然保護に要した費用の返還を求めなければならない。その際適用される条文は、具体的には法第63条と法第78条に大別されるが、その取扱いには十分留意する必要がある（運営通達Ⅳ）。
- (イ) 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、刑法の該当条文（詐欺罪）又は法第85条の規定によって処罰される。しかし、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、かかる不法行為により不正に保護を受けた者から保護費又は就労自立給付金を返還させるよう法第78条が規定されている。「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔^{もう}することよりも意味が広い（運営通達Ⅳの4の(1)）。
- (ロ) 法第78条によることが妥当であると考えられるものは、具体的には以下の状況が認められるような場合である。
- a 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき
 - b 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
 - c 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
 - d 保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき（運営通達Ⅳの4の(2)）
- (ハ) したがって、例えば被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきである（運営通達Ⅳの4の(2)）。

ウ 本件処分に係る未申告収入について

- (ア) 令和元年6月に処分庁が実施した課税調査により判明した、審査請求人が収入を得ていたにもかかわらず申告をしなかった期間及びその認定額並びに同期間に審査請求人が提出した収入申告書に記載されている当月に係る総収入額は、次のとおりである。

収入月等	未申告収入認定額	申告収入額
平成30年1月分	〇〇円	〇〇円
平成30年2月分	〇〇円	
平成30年3月分	〇〇円	〇〇円

平成30年4月分	〇〇円	〇〇円
平成30年5月分	〇〇円	
平成30年6月分	〇〇円	
平成30年7月分	〇〇円	〇〇円
平成30年8月分	〇〇円	
平成30年9月分	〇〇円	
平成30年10月分	〇〇円	
平成30年11月分	〇〇円	
平成30年12月分	〇〇円	
平成31年1月分	〇〇円	〇〇円
平成31年2月分	〇〇円	〇〇円
平成31年3月分	〇〇円	〇〇円
平成31年4月分	〇〇円	〇〇円
令和元年5月分	〇〇円	〇〇円
計	〇〇円	〇〇円

- (イ) 上記(ア)の表の申告収入額は、審査請求人が提出した収入申告書の当月分（見込額）の総収入額の欄に記載のあった金額であるが、これらの収入額について、処分庁は、全て収入精算処理を行い、収入認定を行った上で保護費を計算し、支給している。ただし、収入認定に当たり、勤労収入については収入から必要経費を控除し、さらに基礎控除額を控除することが認められており、その基礎控除額は、15,000円までの収入にあっては、15,000円までの全額とされている（生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知））。
- (ロ) 審査請求人のこれら申告収入額は、全て15,000円以下であるので、結果的に収入認定額は0円であり、処分庁は、審査請求人の保護費の減額等を行っていない。
- (ハ) 上記(ア)の表の未申告収入認定額は、処分庁が行った課税調査により入手した給与明細書を基に、総支給額から交通費等の必要経費相当額を控除した金額であるが、これらの額に上記(ア)の表の申告収入額は含まれておらず、全て処分庁が行った課税調査で判明したものであり、審査請求人が提出していた収入申告書にはこれらの金額の記載がなかったことになる。よって、運営通達において、法第78条によることが妥当であると考えられるものとされている「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」に該当すると処分庁が判断し、上記(ア)の表の未申告収入認定額を基に算定した過支給保護費の返還を法第78条に基づき決定したことに違法性はなく、妥当であったと認められる。

エ 収入を申告しなかったことに悪意はないとの主張について

(7) 審査請求人は、収入申告書を提出しなかったのは、自身の体調のこともあったからであり、悪意はなかった旨主張しているので、この主張について検討する。

(イ) 審査請求人の行為が運営通達（Ⅳの4の(1)。この通達の内容は、上記イの(イ)のとおり）に定めるところの積極的な虚偽の事実の申立てに該当するかについては、判断に迷うところであるが、審査請求人は、収入を得た場合に収入申告書を処分庁に提出しなければならないことを十分に認識していたにもかかわらず、収入があっても収入申告書を提出しない月があったこと、また、実際の収入額とは異なる額（ほとんどの月の額が過少となっている。）を記載した収入申告書を提出していたこと、さらに、意図的かどうかはわからないが、提出した収入申告書の申告収入額が全て保護費の支給額に影響しない15,000円以下であったことも考慮すれば、審査請求人の収入未申告行為は、消極的に事実を故意に隠蔽したこと（運営通達Ⅳの4の(1)）には該当するといえる。

オ 以上のことから、処分庁による法第78条の適用について、違法又は不当な点はない。

(4) 返還請求額について

ア 基礎控除について

処分庁は、平成30年7月の課税調査により判明した審査請求人の給与収入額から交通費、所得税、コピー代及びファックス代を控除して得た額を本件処分に係る返還額として認定した。勤労収入については、収入認定に当たり、これらの経費以外に基礎控除として定められた一定額を控除することが一般的に認められているが、本件処分当時の生活保護手帳別冊問答集の問13-23において、「意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされていることから、処分庁は、基礎控除額を控除せず、必要最小限度の交通費等の経費のみを控除したものである。最高裁平成30年12月18日第3小法廷判決も、「勤労収入についての適正な届出をせず不正に保護を受けた者に対する法78条徴収額の算定に当たり、当該勤労収入に対応する基礎控除の額に相当する額を控除しないことが違法であるとはいえないと解するのが相当である。」と判示しており、本件処分に係る返還額の算出に当たり、処分庁が基礎控除額を控除しなかった点に違法又は不当な点はない。

イ 収入額及び実費控除額について

本件処分に係る返還額については、収入額を、処分庁が入手した審査請求人の給与明細書に記載の給与支払額（審査請求人が申告した額は除かれている。）とし、その額から、個別の勤務地ごとに算出した鉄道運賃等の交通

費、源泉所得税並びにレシートにより確認することのできたコピー代及びファックス代の実費の額を控除して算出しており、各収入額及び控除額並びに返還額総額は、適正に計算されている。

(5) その他の審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、処分庁が提出したケース記録票には、誤字や作成した処分庁職員の割印が洩れている部分等があり、虚偽の記載も多いと主張しているが、処分庁に当該ケース記録票の原本の提示を求め、確認をしたが（確認日は、令和2年11月17日）、提出されたケース記録票の写しは原本と相違なく、担当職員の割印の洩れ等是一部あるものの、個々の記載ごとに上司の確認の押印を受けており、故意にケース記録票を改ざんしたような形跡はなかった。また、虚偽の記載について、審査請求人は、令和元年7月3日のケース記録票の記載に対し、同日は吹田市内の病院で健診を受診しており、連絡していないので、処分庁職員が審査請求人から報告を受けたとする記載は虚偽である旨主張しているが、健診を受診していたことは、審査請求人が処分庁職員に連絡をしていないことの証明にはならず、その他についても、ケース記録票の記載が虚偽であることを認定するに足る証拠の提示はなかった。

イ 審査請求人は、法第78条に基づく返還の決定をしたときに、処分庁は、聞取りを行っていない旨主張しているが、行政手続法第13条第2項第4号の規定により、「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当する場合においては、不利益処分を行う際に意見陳述のための手続を行うことを行政庁に義務付けることを定める同条第1項の規定が適用されないこととされているので、本件処分に際し、処分庁が同法に基づく聴聞の機会を審査請求人に与えなかったことについて、違法な点はなく、また、処分庁が提出したケース記録票によれば、令和元年7月2日には課税調査により判明した未申告収入の件で、処分庁職員が審査請求人から事情等の聞取りを行っており、その他の本件処分に関する処分庁職員の説明についてもそれが不適切であったとは認められない。

ウ 審査請求人は、平成11年に受けた法第63条に基づく返還処分が違法な処分であった旨主張している。本件処分の審理手続を行う審理員は、平成11年の法第63条に基づく返還処分が違法であったかについて言及する立場にはなく、これを判断することはできないが、仮に同処分が違法な処分であったとしても、それが本件処分の違法性や不当性につながるものではない。

エ 審査請求人は、処分庁職員は、世帯分離、収入に対する控除額等の説明を十分にしていない旨主張しているが、ケース記録票の平成28年12月から平成29年2月にかけての記載に、三女の大学進学後の世帯分離についての処分庁職員と審査請求人のやり取りの内容があり、また、処分庁が全被保護世帯に対し配布しているお知らせにおいて、収入申告がなかった場合については、

基礎控除がなく、得た収入分の保護費を全額返還することとなる旨の記載があることから（平成30年（2018年）7月25日生活福祉室お知らせ裏面）、処分庁職員の説明が不十分であると認定することはできない。

オ 上記アからエまでのとおり、これら審査請求人の主張は、本件処分の違法性及び不当性の有無の判断に直接影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきものと思料する。

第4 審査庁の意見

本件審査請求は棄却が適当である。理由は上記第3と同旨である。

第5 審査会における調査審議の経過

令和3年5月31日 諮問書の受理

令和3年6月23日 第1回調査審議

令和3年8月19日 第2回調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の争点

審査請求人及び処分庁の主張によると、本件審査請求の争点は以下のとおりである。

(1) 審査請求人に法第78条第1項を適用した本件処分の違法性及び不当性の有無について（争点1）

(2) 法第78条第1項を適用する際に求める返還請求の額の適否について（争点2）

(3) 審査請求人のその余の主張の適否について（争点3）

2 本件に係る法令等の規定について

上記第3の3の(3)に記載のとおりである。

3 争点1について

(1) はじめに

本件では、令和元年6月に処分庁が行った課税調査によって、審査請求人が平成30年1月から令和元年5月までの間に得た収入について未申告の収入があったことが発覚した（事件記録番号2・弁明書の1ページ及び2ページ）。

そこで、処分庁は、本件は「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」（運営通達IVの4の(2)のウの(エ))に該当すると判断し、審査請求人に対して、法第78条に基づく本件処分を行った。

以下、処分庁が行った法第78条に基づく本件処分に違法又は不当な点がない

か否かについて検討する。

(2) 法第78条の適用の判断についての指針等

ア 法第78条第1項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができることを規定しているところ、運営通達によれば、法第78条の趣旨は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、刑法の該当条文（詐欺罪）又は法第85条の規定によって処罰される。しかしながら、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、かかる不法行為により不正に保護を受けた者から保護費又は就労自立給付金を返還させるようにすることにあり、「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い。」とされている（運営通達Ⅳの4の(1)）。

イ また、運営通達では、法第78条によるのが妥当であると考えられるものとして、「(エ) 保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」が挙げられるとともに、「例えば被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきである。」とされている（運営通達Ⅳの4の(2)のウの(エ)）。

ウ さらに、「生活保護手帳 別冊問答集 2015」と題する書籍（同書籍は、平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」を基に、各問答における生活保護関係法令及び通知等への参照を明示し、保護の実施要領関係、医療扶助運営要領関係として収載したものである。以下「別冊問答集」という。）においても、「(問) 収入申告が過少であったりあるいは申告を怠ったため扶助費の不当な受給が行われた場合については、法第63条による費用の返還として取り扱う場合と法第78条による徴収として取り扱う場合の二通りが考えられるが、どういう場合に法第63条又は法第78条を適用すべきか、判断の標準を示されたい。」との問いに対して、「(答) 本来、法第63条は、受給者の作為又は不作為により実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではなく、実施機関が、受給者に資力があることを認識しながら扶助費を支給した場合の事後調整についての規定と解すべきものである。しかしながら、受給者に不正受給の意図があったことの立証が困難な場合等については返還額についての裁量が可能であることもあって法第63条が適用されているわけである。」との回答がなされている。

(3) 本件における法第78条第1項の適用（審査請求人が故意に収入を隠蔽したか否か）について

これを本件についてみると、令和元年6月に処分庁が行った課税調査の結果、平成30年1月から令和元年5月までの期間に審査請求人が申告していた額を上回る額の収入があったことが判明しているところ（事件記録番号2・弁明書）、かかる事実が、上記運営通達Ⅳの4の(2)のウの(エ)の「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」に該当するか否かについては、審査請求人が収入申告義務を認識していたことが前提となる。

この点、審査請求人は収入の一部につき収入申告書を提出しており、また、令和3年3月24日に実施された口頭意見陳述の場でも、審査請求人自身、収入申告書を提出しなければならないことを認識していたことを認めていることから（事件記録番号8・口頭意見陳述聴取録の35ページ）、審査請求人は勤労により収入を得た場合に処分庁に申告する義務があることを認識していたものと認められる。

一方、審査請求人は、収入の申告をしなかった理由として、三女が指定難病を発症したため、多額の医療費がかかることとなり、当該医療費の支払に当該収入を充てるしかなく、収入申告すると返還を求められることになることから、申告をせず（事件記録番号2・弁明書の2ページの3段落目）、又は、体調が悪く申告ができなかったことなどを述べている。

つまり、審査請求人は、収入申告義務があることを認識しながらも、申告をすると保護費を返還するよう求められることから、多額の医療費の支払原資を確保するために、意図的に収入の申告をしなかったことを自ら認めているのである。

また、審査請求人は、基礎控除額（15,000円までの収入にあつては、15,000円までの全額）以下の収入については申告をしているところ、これについては、収入にかかわらず15,000円までしか手元に残せないと考えていたため申告しなかったと主張しており（事件記録番号2・弁明書の2ページの3段落目）、意図的に15,000円を超える収入の申告を行わなかったものと認められる。

これらの事情を総合すると、未申告の収入についての審査請求人の認識としては、申告すべき義務はあることは理解しているものの、他方で、三女の医療費を工面する必要がある、正しく申告すれば受給した保護費の返還請求がなされることがわかっていたため、返還義務を免れる目的で、基礎控除額の限度の収入のみの申告にとどめていたものと認められ、他方で、審査請求人に適切な申告を行うことができなかつたやむを得ない事情があつたとは認められない。

よって、審査請求人には、収入について故意に隠蔽し、保護費を不正に受給しようとする意図があつたものと認められ、未申告の理由が三女にかかつた医

療費の工面のためであり、更なる生活困窮を回避するためであったとしても、これを正当化することはできず、処分庁が審査請求人に法第78条第1項を適用して行った本件処分に違法又は不当な点はない。

4 争点2について

(1) はじめに

法第78条第1項の規定による費用徴収対象額を算定するに当たっては、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきであるとされている（別冊問答集の問13-23（答）(3)）。

そして、勤労収入から控除する必要経費としては、「社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額」とされていることからすると（厚生事務次官通知第8の3の(1)のアの(イ)）、法第78条第1項の規定による費用徴収対象額を算定するに当たって控除すべき「必要最小限の実費」とは、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額であると解するのが相当である。

(2) 本件において処分庁が算出した返還請求額は法第78条第1項に反するか否か

この点、処分庁は、別冊問答集の問13-23において「意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされており、審査請求人の収入未申告行為はこの事例に該当するとして、審査請求人の給与明細書に記載の給与支払額から個別の勤務地ごとに算出した鉄道交通費等の交通費、源泉所得税並びにレシートにより確認することのできたコピー代及びファックス代の実費の額を控除して算出している。

よって、処分庁が算出した返還請求額は法第78条第1項に反するところはなく、違法又は不当な点はない。

5 争点3について

(1) はじめに

審査請求人はその他にも^{るる}縷々主張を行っているが、以下に述べるとおり、いずれの主張も本件処分に違法又は不当な点はないとの結論を何ら左右しない。

(2) 審査請求人のその他の主張にはいずれも理由がないこと

ア 審査請求人は、処分庁が提出したケース記録票には、誤字や作成した処分庁職員の割印が漏れている部分等があり、虚偽の記載も多いと主張しているが、本件処分の違法性又は不当性とは全く関係のない主張であり、本件処分に違法又は不当な点はないとの上記結論を何ら左右するものではない。

イ 審査請求人は、法第78条に基づく返還の決定をした際に、処分庁は聞取りを行っていないと主張し、行政手続法第13条第1項の規定に反する旨主張している。しかしながら、同条第2項は、「次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。」と規定し、同項第4号は「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取

消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。」と規定する。本件は、同号に該当するため、処分庁が、本件処分に際し、審査請求人に対して、同法に基づく聴聞の機会を与えなかったとしても違法ではない。

ウ 審査請求人は、平成11年に受けた法第63条に基づく返還処分が違法な処分であった旨主張しているが、本件処分の違法性又は不当性とは全く関係のない主張であり、本件処分に違法又は不当な点はないとの上記結論を何ら左右するものではない。

エ 審査請求人は、処分庁職員は、審査請求人に対して、世帯分離や収入に対する控除額等の説明を十分にしていない旨主張しているが、世帯分離の説明は本件処分の違法性又は不当性とは何ら関係がない。

また、収入に対する控除額等の説明については、処分庁が全被保護世帯に対し配布しているお知らせにおいて、収入申告がなかった場合には、基礎控除がなく、得た収入分の保護費を全額返還することとなる旨の記載があることから、処分庁の職員の説明が不十分であったとは認められない。

6 結論

以上の次第であり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人による本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求を棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。

吹田市行政不服審査会

会長 芝池 義一

委員 福岡 宏海

委員 榊原 和穂